

環水大大発第 110620002 号

平成 23 年 6 月 20 日

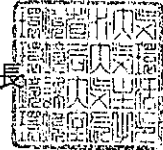
都県・政令指定都市・中核市・特例市・特別区

(東北電力(株)及び東京電力(株)の電力圏内)

騒音振動対策担当課長 殿

環境省水・大気環境局

大気生活環境室長



平成 23 年夏期の電力需給対策に係る騒音・振動規制の取扱いについて (その 2)

騒音・振動行政につきましては、平素より御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 23 年夏期の電力需給対策に係る騒音・振動規制については、「平成 23 年夏期の電力需給に係る騒音・振動規制の取扱い」(5 月 30 日付環水大大発第 110530001 号)にて、騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)及び振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)に基づく上乗せ及び横出しの規制の取扱いに関する通知を行ったところです。

今般、「電力需給対策に関する制度見直しについて(追加措置事項)」(平成 23 年 6 月 1 日内閣官房副長官補室、内閣府行政刷新会議事務局規制・制度改革担当事務局)が取りまとめられたことを受け、念のため以下について通知いたします。

先般の通知に含まれていなかった騒音規制法第 3 条、第 4 条第 1 項及び第 12 条並びに振動規制法第 3 条、第 4 条第 1 項及び第 12 条に基づく規制につきましても、従前より、当該規定の趣旨、地域の実状及び周辺的生活環境への影響を踏まえ適切に判断を行っていただいていると承知しております。

今般の東日本大震災に伴う平成 23 年夏期の電力需給対策の一環として、事業者が自家発電設備を活用する場合や工場の早朝・夜間操業を行う場合につきましても、当該規制の取扱いについて、電力需給対策の状況とともに、当該規定の趣旨及び地域ごとの実状を踏まえ、住民への影響に十分配慮をした上で適切に判断いただきますよう、改めてお願いいたします。

また、都県の皆様におかれましては、本件につきまして、貴管内市町村へ周知いただきますようお願いいたします。

< 連絡先 >

環境省 水・大気環境局

大気生活環境室

中西、木村

TEL : 03-5521-8299

FAX : 03-3593-1049

Email : oto@env.go.jp